

宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センターにおける 研修生受入に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センター（以下「センター」という。）において実施する研修を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に挙げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研修 中小企業、公共団体、大学等（以下「企業等」という）の依頼により、センター職員が試験研究の成果を用いて指導することで、技術の習得等、当該企業等が必要とする人材を養成することをいう。
- (2) 研修生 企業等が派遣するもので、センター所長（以下「所長」という）の承認を得て、センター職員が有する技術を習得するため研修を受ける者をいう。
- (3) 申請者 研修生を派遣しようとする企業等の長、又は研修生の研修に係る全責任を負う者をいう。

(資格)

第3条 研修生は、県内産業の振興に寄与することが認められる者とする。ただし、所長が特に必要と認めた場合は、それ以外の者を受け入れることができる。

- 2 企業等は、研修期間中に研修生を対象とする災害保障保険又はそれに準ずる保険（以下「保険等」という）に加入していなければならない。
- 3 前項について、研修生自身が保険等に加入している場合はこの限りではない。

(申請)

第4条 申請者は、派遣しようとする日の20日前までに、研修生派遣申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に研修計画書を添えて、所長に提出しなければならない。

(承認)

第5条 所長は、申請書を受理したときは、別に定める審査要領に基づき、その内容を審査し、適当であると認められるときは、これを承認し、研修生受入承認書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(誓約)

第6条 研修生として承認された者は、研修初日までに次の各号の書類を所長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第3号）
 - (2) 身元保証書（別記様式第4号）
- 2 前項の書類の提出のないときは、所長は第5条の承認を取り消すものとする。

(研修期間)

第7条 研修期間は、原則として5日以上とする。ただし、その期間は同一の会計年度内でなけれ

ばならない。

(研修生指導者)

第8条 所長は、研修生の受入れを承認するときは、配属部及び研修生指導者を定めなければならない。

2 研修生指導者は、研修生の研修を指導するとともにその遵守事項について監督しなければならない。

(研修生の遵守事項)

第9条 研修生は、研修中においては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 研修生は、センター内においては、所定のネームプレートを常に着用しなければならない
- (2) 研修生の研修時間、服務等は、センター職員に準じて行わなければならない。
- (3) 研修生は、常に研修生指導者の指示に従わなければならない。
- (4) 研修生は、センターの設備を使用するときは、善良な注意をもって適切に使用しなければならない。
- (5) 研修生は、研修により得られた知識以外の情報を他人に知らせ、又は利用してはならない。

(事故等への対応)

第10条 所長は、研修期間中に研修生に事故等が発生した場合、速やかに申請者に連絡するものとする。

(災害補償)

第11条 申請者は、研修生が研修中の業務において、負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償を行わなければならない。

(期間の延長)

第12条 所長は、必要と認めるときは、第5条で承認した期間を超えて研修生の研修期間を延長することができる。

2 申請者は、研修生が承認を受けた研修期間を延長する必要があるときは、研修期間延長申請書(別記様式第5号)を所長に提出しなければならない。

3 所長は、前項に規定する研修期間延長申請書を受理し、承認したときは、研修期間延長承認書(別記様式第6号)により通知するものとする。

(承認の取消し)

第13条 所長は、研修生としてその研修を継続することが困難と認めるとき、又はセンターの業務に著しい支障を生じたときは、研修期間中であっても承認を取消することができる。

(研修生派遣の中止)

第14条 申請者は、研修期間中においてやむを得ない理由により研修生の派遣を中止しようとするときは、研修生派遣中止届出書(別記様式第7号)を所長に提出しなければならない。

(研修の報告)

第15条 研修生は、研修が終了したときは、研修結果報告書(別記様式第8号)に研修の成果や記

録を記載した書類を添えて所長に提出しなければならない。

(費用負担)

第16条 研修生指導者は、承認された研修の目的を達成するためにセンターの設備を研修生に無償で使用させることができる。

2 申請者は、研修生が研修のため必要とする作業衣及び消耗品等のすべてを負担しなければならない。

(適用除外)

第17条 この要綱は、別に定められた研修計画及び研修実施要領等に基づいて行われている研修には適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 宮崎県工業技術センター等研修生取扱要綱（平成14年6月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日において、現に研修を受けている研修生については、旧要綱を適用する。

様式第1号（第4条関係）

研修生派遣申請書

令和 年 月 日

宮崎県工業技術センター所長 殿
(宮崎県食品開発センター所長)

申請者
住所

職・氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

研修生を派遣したいので、宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センターにおける研修生受入に関する取扱要綱第4条の規定により、研修計画書を添えて申請します。

- 1 派遣する者の所属職及び氏名
- 2 研修の目的及び研修を受けさせる理由
- 3 研修内容
- 4 研修を希望する期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

- 5 研修に関する事務担当者の所属職氏名

- 6 加入している保険

労働者災害補償保険（主に企業の方） 学生保険
 その他（ ）

※該当項目に☑を入れてください。

- 7 添付資料

- ・労働者災害補償保険及びその他においては、これに準ずる保険の証書等を添付すること。
- ・学生保険は、学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険、又はこれに準ずる保険の証書等を添付すること。

研 修 生 受 入 承 認 書

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで申請のあった研修生の派遣については、宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センターにおける研修生受入に関する取扱要綱第5条第1項の規定により、次のとおり受入れを承認します。

令和 年 月 日

宮崎県工業技術センター所長
(宮崎県食品開発センター所長)

1 研修生氏名

2 研修の目的

3 研修期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 配属部及び研修生指導者

配 属 部 :

研修生指導者 :

5 その他連絡事項

様式第3号（第6条関係）

誓約書

宮崎県工業技術センター所長 殿
（宮崎県食品開発センター所長）

私は、研修生として貴所において研修するに当たり、研修に専念するとともに、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 研修期間中は、貴所職員が遵守すべき法令、条例等、その他の定めに従います。
- 2 貴所の研修指導者の指揮及び監督に従います。
- 3 貴所の名誉を損なうような言動は行いません。
- 4 貴所の業務を阻害するような言動は行いません。
- 5 研修により得られた知識以外の情報を他人に知らせ、又は利用したりしません。

令和 年 月 日

住 所

研修生氏名（自筆）

様式第4号（第6条関係）

身元保証書

研修生氏名

この度、上記の者が研修生として貴所に入所するにあたり、私共は本人が誠実に研修することを保障するとともに、万が一本人の行為により貴所に生じた損害については、私共連帯してその責任を負います。

令和 年 月 日

宮崎県工業技術センター所長 殿
(宮崎県食品開発センター)

住 所

企業団体名

代表者職氏名

様式第5号（第12条関係）

研修期間延長申請書

令和 年 月 日

宮崎県工業技術センター所長 殿
(宮崎県食品開発センター所長)

申請者
住 所

職・氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

研修生の研修期間を延長したいので、宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センターにおける研修生受入に関する取扱要綱第12条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 研修生氏名

2 研修の目的

3 承認番号及び研修期間

承認番号：令和 年 月 日 第 一 号
期 間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 延長する期間及びその理由

延長期間：令和 年 月 日まで
理 由：

5 配属部及び研修生指導者

配 属 部：
研修生指導者：

研 修 期 間 延 長 承 認 書

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで申請のあった研修生の研修期間の延長については、宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センターにおける研修生受入に関する取扱要綱第12条第3項の規定により、次のとおり承認します。

令和 年 月 日

宮崎県工業技術センター所長
(宮崎県食品開発センター所長)

1 承認番号及び研修期間

承認番号：令和 年 月 日 第 一 号
期 間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 延長期間

令和 年 月 日まで

3 その他連絡事項

研修生派遣中止届出書

令和 年 月 日

宮崎県工業技術センター所長 殿
(宮崎県食品開発センター所長)

申請者
住 所

職・氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

研修生の派遣を中止したいので、宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センターにおける研修生受入に関する取扱要綱第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 研修生氏名

2 研修の目的

3 承認番号及び研修期間

承認番号：令和 年 月 日 第 一 号
期 間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 中止する年月日及びその理由

中止年月日：令和 年 月 日
理 由：

5 配属部及び研修生指導者

配 属 部：
研修生指導者：

様式第8号（第15条関係）

研 修 結 果 報 告 書

令和 年 月 日

宮崎県工業技術センター所長 殿
(宮崎県食品開発センター所長)

研 修 生
氏 名

研修を終了したので、宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センターにおける研修生受入に関する取扱要綱第15条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 研修の目的

2 承認番号及び研修期間

承認番号：令和 年 月 日 第 一 号
期 間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 配属部及び研修生指導者

配 属 部：
研修生指導者：

4 研修の結果（得られた成果等）

別添のとおり